

キャリア形成プログラムの改訂について

- キャリア形成プログラムは、地域医療対策協議会の協議を経て、地域枠医師等を対象とした就業義務期間中の配置方針として、平成31年3月に策定した。
- キャリア形成プログラムは、国が定める「キャリア形成プログラム運用指針」に基づき策定しているが、国は、医師偏在指標の設定等に合わせ、運用指針を改正し、「医師不足地域等」としていた表記を「医師の確保を特に図るべき区域等」と変えた。
- また、キャリア形成プログラム策定時には、医師不足地域等の定義を「人口10万対の医師数が全国平均を下回る地域」としていたが、医師確保計画の策定にあたり、本県では、峡南医療圏、峡東医療圏、富士・東部医療圏、中北医療圏(甲府市、中央市を除く)を「医師確保が必要な地域」として定義したところである。
- ついては、キャリア形成プログラム運用指針の改正、医師確保計画の策定を踏まえ、キャリア形成プログラムの内容を、次のとおり改訂することとしたい。

< 改訂内容 >

① 「医師不足地域」



「医師の確保を特に図るべき区域等」

② 「医師不足地域 人口10万対の医師数が全国平均を下回る地域」



「医師の確保を特に図るべき区域等 医師確保計画に定める「医師確保が必要な地域」

山梨県地域枠等医師 キャリア形成プログラム

(改訂案)

平成31年3月

山梨県地域医療支援センター

1. はじめに

山梨県では、県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の是正を目的として、将来、山梨県内の地域医療に従事する意志を持って入学した山梨大学医学部医学科の地域枠生等に対して、山梨県医師修学資金（以下、修学資金とする。）を貸与する制度を設けている。

平成 27 年度（2015 年度）の山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正により、平成 27 年度（2015 年度）から新規に修学資金第 2 種の貸与を受ける者は、卒後の一定期間（原則 9 年間）、知事が指定する県内の特定公立病院等における勤務が義務化されたことに加え、平成 30 年（2018 年）7 月の医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省がキャリア形成プログラム運用指針を制定し、具体的な内容が示されたことから、本県においても指針に基づいたキャリア形成プログラムを策定することとする。

2. 用語の定義

- ・ 管理期間 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：15 年（＝ 6 年 × 5/2）
- ・ 就業義務年限 修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：9 年（＝ 6 年 × 3/2）
- ・ 猶予期間 管理期間から就業義務年限を除いた期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：6 年（＝ 15 年 － 9 年）
- ・ 中断期間 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間

3. キャリア形成プログラム

（1）基本的事項

① 対象者

- ・ 平成 27 年度（2015 年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第 2 種の貸与を受ける者。

② 配置方針

ア 地域枠で入学し、第 2 種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 卒後 15 年間の管理期間のうち、初期臨床研修を含め通算 9 年間で就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙 1 参照）に勤務すること。
- ・ 就業義務年限のうち原則 4 年間以上は、県内の特定公立病院等のうち、**医師の確保を特に図るべき区域等**（※）に所在する特定公立病院等（別紙 1 参照）に勤務すること。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

※ 医師の確保を特に図るべき区域等とは、山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が必要な地域」とする。

・ 甲府市、中央市を除く中北医療圏域内の地域

・ 峡東医療圏全域 ・ 峡南医療圏全域 ・ 富士東部医療圏全域

イ 一般枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する管理期間のうち、初期臨床研修を含め修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を就業義務年限として知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務すること。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等への勤務期間については、修学資金の貸与を受けた期間に応じ決定することとする。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

③ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務、大学院への通学、海外留学等は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修、週31時間以上の勤務をしながらの大学院への通学については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

④ 中断期間

- ・ 災害、疾病、負傷、出産、育児等その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は、中断期間として管理期間の対象外とする。
- ・ 中断期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する山梨赤十字病院での臨床研修は、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務とする。

⑥ 専門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門研修プログラムを選択すること。

(2) 配置調整の手順

- 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定すること。

(3) 配置例

① 基本事項

ア 知事が指定する県内の特定公立病院等に9年間就業する。

- 県内の臨床研修病院で初期臨床研修を行う。
- 専門研修は、原則県内の基幹病院の専門研修プログラムを選択する。
- 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等に原則4年間以上勤務する。

イ 就業義務年限中にやむを得ない理由がある場合は、就業義務年限が中断できる。中断期間は、管理期間の対象外となる。

ウ 就業義務年限中に猶予期間を使い県外医療機関での研修等ができる。

② 具体的な配置例

<凡例>

※就業義務年限に算入できる期間

臨床研修：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内臨床研修病院での初期臨床研修期間

医師確保：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内の**医師の確保を特に図るべき区域等**に所在する病院等での研修・勤務期間

特定公立：県内臨床研修病院及び**医師の確保を特に図るべき区域等**に所在する病院等以外の県内特定公立病院等での研修・勤務期間

◆配置例①：専門医3年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則3年の診療科
内科、総合診療科、救急科、精神科、外科、小児科、産婦人科、放射線科、臨床検査、病理、リハビリテーション科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数					①		②	③	④
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 →									

◆配置例②：専門医 4 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 4 年の診療科
 整形外科、麻酔科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、
 泌尿器科、形成外科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
キャリア	初期臨床研修		専門研修				専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	特定公立	医師確保	医師確保	
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
医師確保地域病院勤務年数					①	②		③	④	
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務 4 年 →										

◆配置例③：専門医 5 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 5 年の診療科 皮膚科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
キャリア	初期臨床研修		専門研修				専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保	医師確保	
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
医師確保地域病院勤務年数						①	②	③	④	
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務 4 年 →										

○ 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。

○ また、専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないのではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的な配置例も提供できるため、カリキュラム制への移行希望も含め、地域医療支援センターに相談すること。

◆配置例④：初期臨床研修を医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院で2年
＋専門医3年で取得の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修 医師確保	臨床研修 医師確保	特定 公立	特定 公立	特定 公立	医師 確保	医師 確保	特定 公立	特定 公立
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数	①	②				③	④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 →									

◆配置例⑤：専門医3年で取得＋県外病院勤務2年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等									
研修・勤務先	臨床 研修	臨床 研修	特定 公立	特定 公立	県外 病院	特定 公立	県外 病院	医師 確保	医師 確保	医師 確保	医師 確保				
指定病院勤務年数	①	②	③	④	—	⑤	—	⑥	⑦	⑧	⑨				
医師確保地域病院勤務年数					—		—	①	②	③	④				
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所持する病院等勤務4年 → 猶予期間（県外病院勤務等）2年活用															

就業義務達成

◆配置例⑥：専門研修3年で取得＋海外留学1年＋県外病院勤務2年＋育休1年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			留学	育休	専門研修（サブスペ）等							
研修・勤務先	臨床 研修	臨床 研修	特定 公立	特定 公立	医師 確保	—	—	医師 確保	医師 確保	県外 病院	県外 病院	特定 公立	医師 確保		
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	—	—	⑥	⑦	—	—	⑧	⑨		
医師確保地域病院勤務年数					①	—	—	②	③	—	—		④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 → 猶予期間（海外留学・県外病院勤務等）3年活用 / 中断期間（育休等）1年															

就業義務達成

◆配置例⑦：初期臨床研修たすき掛けプログラムで県外病院勤務1年＋専門医3年で取得
 ＋大学院4年＋県外病院勤務2年＋疾病による休職1年の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
キャリア	初期臨床研修		専門研修			大学院				疾病	専門研修（サブスペ）等					
研修・勤務先	臨床研修	県外病院	特定公立	特定公立	医師確保	大学院	大学院	大学院	大学院	—	特定公立	医師確保	県外病院	特定公立	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	—	②	③	④	—	—	—	—	—	⑤	⑥	—	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数		—			①	—	—	—	—	—		②	—		③	④

← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 →
 猶予期間（大学院・県外病院勤務）6年活用 / 中断期間（疾病）1年

- 配置例①～⑦は配置のモデルを例示しているにすぎず、修行義務年限9年間のうち合算で4年間医師の確保を特に図るべき区域等の病院等に勤務すれば、就業義務要件を達成したこととなる。
- 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。

別紙 1 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	
		国立病院 大学病院 医療法 第31条	臨床研修 病院	公 立 診 療 所	その他知事が 別に定める施設	
				災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院	
医師確保 を特に図 るべき区 域等に 所在する 特定公立 病院等	峡 北 ・ 峡 西 地 域	【病院9施設】 山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 韮崎市立病院 北杜市立甲陽病院 北杜市立塩川病院 恵信韮崎相互病院 峡西病院 巨摩共立病院 白根徳洲会病院	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所2施設】 北杜市立国民健康保険辺見診療所 北杜市立白州診療所			○ ○	
	峡 東 地 域	【病院8施設】 山梨市立牧丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和共立病院	○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所5施設】 山梨市立産婦人科医院 甲州市落合出張診療所 甲州市一瀬出張診療所 甲州市大藤診療所 笛吹市芦川国民健康保険診療所			○ ○ ○ ○ ○	
	峡 南 地 域	【病院4施設】 飯富病院 市川三郷病院 富士川病院 身延山病院	○ ○			○ ○ ○ ○
		【診療所15施設】 市川三郷町営国民健康保険診療所 三共診療所 硯島診療所 五箇出張診療所 雨畑出張診療所 西山出張診療所 都川出張診療所 身延町営下部診療所 身延町営久那土診療所 身延町営古関診療所 身延町国民健康保険大須成診療所 身延町国民健康保険曙診療所 南部町国民健康保険診療所 南部町佐野診療所 南部町国民健康保険万沢診療所			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	
		国立病院 大学病院 医療法 第31条	臨床研修 病院	公立 診療所	その他知事が 別に定める施設	
			災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院		
富士・ 東部 地域	【病院5施設】 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院	○ ○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○	○ ○ ◎ ○ ○
	【診療所9施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック 上野原市立病院附属西原診療所 上野原市立病院附属秋山診療所 道志村国民健康保険診療所 山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所 富士河口湖町立富士高原診療所 国民健康保険小菅診療所 丹波山村国民健康保険診療所 丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
医師の 確保を 特に図る べき区域 等以外に 所在する 特定公立 病院等	【病院9施設】 国立病院機構甲府病院 山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院 市立甲府病院 甲府共立病院 山梨病院 甲府城南病院 住吉病院 HANA ZONOホスピタル	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○
	【診療所3施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 甲府クリニック 甲府市直営宮本診療所 甲府市直営上九一色診療所			○ ○ ○		

<凡例> 専門研修基幹病院・連携病院欄 ◎機関病院 ○連携病院

別紙2 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等の診療科一覧

地域	施設名	内	小	皮	精	外	整	産	眼	耳	泌	脳	放	麻	病理	検査	救	形	リ	総	
峡北・峡西地域	山梨県立あけぼの医療福祉センター		○	○			○				○									○	
	山梨県立北病院				○																
	韮崎市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	
	北杜市立甲陽病院	○	○	○		○	○	○	○		○	○								○	
	北杜市立塩川病院	○	○	○		○	○		○		○		○							○	
	恵信韮崎相互病院	○				○	○													○	
	峡西病院				○																
	巨摩共立病院	○	○			○	○		○												○
	白根徳洲会病院	○	○			○	○	○					○	○	○						○
	北杜市立国民健康保険辺見診療所	○																			
	北杜市立白州診療所	○	○						○	○											
峡東地域	山梨市立牧丘病院	○	○			○	○														
	甲州市立勝沼病院	○		○		○	○	○	○	○	○										○
	加納岩総合病院	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○						○	○
	日下部記念病院				○																
	山梨厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
	塩山市民病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○									○
	笛吹中央病院	○	○	○		○	○		○	○		○		○							○
	石和共立病院	○	○		○	○	○							○							○
	山梨市立産婦人科医院							○													
	甲州市落合出張診療所	○	○																		
	甲州市一瀬出張診療所	○	○																		
甲州市大藤診療所	○																				
笛吹市芦川国民健康保険診療所	○	○																			
峡南地域	飯富病院	○		○	○	○	○		○	○				○						○	○
	市川三郷病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
	富士川病院	○	○	○		○	○					○	○		○						○
	身延山病院	○	○			○	○		○												
	市川三郷町国民健康保険診療所	○					○														
	三共診療所	○																			
	視島診療所	○																			
	五箇出張診療所					○															
	雨畑出張診療所	○																			
	西山出張診療所	○																			
	都川出張診療所	○																			
	身延町當下部診療所	○																			
	身延町當久那土診療所	○																			
	身延町當古関診療所	○																			
	身延町国民健康保険大須成診療所	○																			
	身延町国民健康保険曙診療所						○														
	南部町国民健康保険診療	○	○		○	○	○														
南部町佐野診療所	○				○																
南部町国民健康保険万沢診療所	○	○			○																
富士・東部地域	富士吉田市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	
	山梨赤十字病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
	大月市立中央病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
	都留市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
	上野原市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
	山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック				○																
	上野原市立病院附属西原診療所	○	○			○															
	上野原市立病院附属秋山診療所	○	○			○															
	道志村国民健康保険診療所	○	○																		
	山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所		○																		
	富士河口湖町立富士高原診療所	○	○																		
	国民健康保険小菅診療所	○	○																		
	丹波山村国民健康保険診療所	○																			
丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所	○																				

医政発 0705 第 5 号
令和元年 7 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について

キャリア形成プログラムの運用方法等については、「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）の別添「キャリア形成プログラム運用指針」（以下「運用指針」という。）により定められているところですが、本年 4 月 1 日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の一部が施行されたことに伴い、令和 2 年度のキャリア形成プログラムの運用方法等について、別紙新旧対照表のとおり運用指針を改正し、本日から適用することとしたので、通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、本年度のキャリア形成プログラムの運用方法等については、引き続き、改正前の運用指針によることとし、また、令和 3 年度以降のキャリア形成プログラムの運用方法等については別途通知する予定である旨、申し添えます。

キャリア形成プログラム運用指針について（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知）別添「キャリア形成プログラム運用指針」 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">キャリア形成プログラム運用指針</p> <p>1. 地域枠</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域枠の選抜方法</p> <p>平成 20 年度以降の臨時定員増に伴う定員枠（（1）のアの①）については、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として措置されたものであり、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）の衆議院附帯決議において、「地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域枠の医師を当該地域に確実に定着させる観点から、地域枠については、地域枠以外の入試枠と峻別した上で学生の募集を促すことによって必要な学生の確保が確実になされるよう」にすることとされていることを踏まえ、地域医療に従事する明確な意思を有し、卒業後に地域に定着する可能性が高い学生を、当該定員枠を充足する人数分確実に確保することができるよう、入学者の選抜の時点で、当該定員枠について一般枠等とは別の選抜枠を設定すること（「<u>地域の医師確保の観点からの平成 32 年度以降の大学医学部の入学者の選抜方法について（通知）</u>」（平成 30 年 10 月 25 日付け医政発 1025 第 8 号厚生労働省医政局長通知）も参照のこと。）。</p> <p>2. キャリア形成プログラムの内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象期間</p>	<p style="text-align: center;">キャリア形成プログラム運用指針</p> <p>1. 地域枠</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域枠の選抜方法</p> <p>平成 20 年度以降の臨時定員増に伴う定員枠（（1）のアの①）については、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として措置されたものであり、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の衆議院附帯決議において、「地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域枠の医師を当該地域に確実に定着させる観点から、地域枠については、地域枠以外の入試枠と峻別した上で学生の募集を促すことによって必要な学生の確保が確実になされるよう」にすることとされていることを踏まえ、地域医療に従事する明確な意思を有し、卒業後に地域に定着する可能性が高い学生を、当該定員枠を充足する人数分確実に確保することができるよう、入学者の選抜の時点で、当該定員枠について一般枠等とは別の選抜枠を設定することが適切である。</p> <p>2. キャリア形成プログラムの内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象期間</p>

ア キャリア形成プログラムの各コースの対象期間（医師が当該コースに基づいて医療機関等に派遣される期間を通算したものをいう。以下同じ。）は、原則として、9年間とする。このうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこととする。

なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

イ （略）

(4) 対象医療機関等

ア・イ （略）

ウ キャリア形成プログラムの各コースにおいて就業先とされる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）の設定に当たっては、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保と、対象医師の能力の開発・向上の両立というキャリア形成プログラムの目的が達成されるよう留意することとする。

エ～カ （略）

(5) （略）

3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(1)・(2) （略）

(3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確

ア キャリア形成プログラムの各コースの対象期間（医師が当該コースに基づいて医療機関等に派遣される期間を通算したものをいう。以下同じ。）は、原則として、9年間とする。このうち、医師が不足している地域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこととする。

なお、医師が不足している地域は、人口10万人対医師数や地理的条件（へき地、離島等）に基づき、都道府県ごとに協議し、設定すること。平成32年4月以降は、医師偏在指標の導入に伴い、都道府県は別途医師少数区域等の設定を行い、これに基づく医師確保対策を講じることとなる。

イ （略）

(4) 対象医療機関等

ア・イ （略）

ウ キャリア形成プログラムの各コースにおいて就業先とされる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）の設定に当たっては、医師が不足している地域における医師の確保と、対象医師の能力の開発・向上の両立というキャリア形成プログラムの目的が達成されるよう留意することとする。

エ～カ （略）

(5) （略）

3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(1)・(2) （略）

(3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確

保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

4. キャリア形成プログラムの適用

(1) 事前通知

ア 都道府県は、平成31年度以降に大学医学部に地域枠で入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。

イ (略)

(2)・(3) (略)

5. 修学資金

ア～ウ (略)

エ 地域枠修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用することは、アからウまでの要件を満たした上で、当該地域枠修学資金の貸与対象となる学生を一般枠等とは別の選抜枠により選抜する場合にのみ、認められる。

6. (略)

保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号。以下「改正法」という。)の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

4. キャリア形成プログラムの適用

(1) 事前通知

ア 都道府県は、平成31年度以降に大学医学部に地域枠で入学する者に対しては、入学時に、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。

イ (略)

(2)・(3) (略)

5. 修学資金

ア～ウ (略)

エ 地域枠修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用することは、アからウまでの要件を満たした上で、当該地域枠修学資金を貸与する対象が当該都道府県内出身者である場合にのみ、認められる。

6. (略)